

ハーグ国際私法会議とアジア

アンセルモ・レイエス教授

ハーグ国際私法会議アジア太平洋事務所（HAPRO）代表

本日は、まず最初にハーグ国際私法会議の概要を紹介します。次に、ハーグ国際私法会議が具体的に何をしているのか、また、アジアでハーグ国際私法会議の業務を進めるために HAPRO を設立したことの意義を説明します。最後に、アジアにおける HAPRO の取り組みと今後の活動について紹介します。

I. ハーグ国際私法会議とは？

1. 現在、「ハーグ国際私法会議」として知られている国際機関は、1893年に最初の「会議」が開催されたのを起源としており、120年もの歴史があります。ハーグ国際私法会議は1955年に政府間組織となり、日本は1957年に加盟しました。

2. この組織に早期から参加したのは、主にヨーロッパ大陸法の国々でした。しかし、1955年以降はヨーロッパや北米以外の大陸法及び英米法の国々の加盟が急速に増加しています。

3. その結果、ハーグ国際私法会議という組織は様々な国、地域や文化という多様な視点を反映しています。従って、19世紀後半に見られた特徴に関わらず、もはやハーグ国際私法会議を西洋中心の組織ということはできません。ハーグ国際私法会議は近年、少数者のためのフォーラムから真に多くの意見を反映できる組織へと変化するために努力を重ねてきました。会議の中で加盟国は、その代表者を通じて、国際的な論点を含む民法および商法の分野をどう調和させることができるか、議論を行い意見を提唱することができます。

4. 「グローバリズム」の話をするのは「流行」となっていますが、この用語が流布する以前からハーグ国際私法会議はグローバルな組織でした。そして、今日のハーグ会議は、紛れもなく国際主義者です。

5. 特定分野の国際私法を調整し、全ての加盟国に利益をもたらすため、73カ国の代表と欧州連合で構成される一般理事会は定期的に会合を開催しています（通常は4月）。もちろん、全てスムーズに行われるわけではなく、各国からのコンセンサスを得ることは難しく、時には忍耐力を要する長期の議論と交渉が必要かもしれませんし、失敗に終わるかもしれません。

6. しかし、長期間の（おそらく孤独な）議論や努力は行う価値があります。一度合意に達した一般理事会の見解は、様々な視点を勘案した意見として提唱することが可能です。一般理事会が公布したハーグ条約に権威を与えることができるのは、この非政治的な合意なのです。

7. 興味深いことに、過去 10 年の間にハーグ条約未加盟国の会議への参加が確認されています。この現象は、ハーグ国際私法会議の正当性を強化するものです。様々な法慣習を持つ国々が参加するハーグ国際私法会議は加盟国のみならず、その他多くの国のニーズに対応した実用的な法規則（およびそれらに関連する技術支援）を提供しています。

II . ハーグ会議は具体的に何を行っていますか？

8. 本会議は国際私法に関する規則の漸進的統一を主要な目的としています。

9. 本会議は世界的な法制度改革を提唱している単なる NGO はありません。本会議は、加盟国が、国際私法に関する交渉や議論を行い、条約を採択するフォーラムです。

10. 1893 年から 1904 年の間に、7 つの条約が採択され、このうち 6 つは、より現代的な条約に改定されました。1951 年から 2008 年の間に同会議は 38 の規則を制定しており、ハーグ条約の活動は定期的に会議で審査されています。

11. 現在、ハーグ条約が取り扱う範囲は広く、特に次の事項を扱っています：外国公文書の認証を不要とする条約、民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約、民事又は商事に関する証拠の収集に関する条約、国際的な子の奪取の民事面に関する条約、国際養子縁組に関する子の保護及び国際協力に関する条約、口座管理機関によって保有される証券についての権利の準拠法に関する条約、管轄合意に関する条約、子及びその他の親族の扶養料の国際的な回収に関する条約。

12. 通常、ハーグ条約は民事訴訟、商法、家族法という 3 つの国際私法分野に分類されます。ハーグ条約は、準拠法の決定、管轄権競合時の解決や外国の判決を適用したり国家間の協力を促進するために用いられます。また、条約の中には、国際私法の複数の論点をカバーするものもあります。

13. 条約の中には、必要な締約国数を満たさないため、批准されていないものもあります。しかし、批准されていなくとも、加盟国と非加盟国の国内法制度に影響を与える可能性があり、条

約は国際私法発展の証とも言えるでしょう。

14. また、条約は地域レベルで国際私法を統一するための指針としての役割を果たすことができます。国内や地域の法律の目的のため、条約の一部またはすべてを採択する必要はありません。つまり国やコミュニティ（例えば ASEAN）の中で必要な条約を取捨選択して採択しても構わないのです。しかし、条約の一部を採択することが、条約全文を採択することへの第一歩になることも期待されているのです。条約の一部でも良いので多くの国が条約を採択することは、本会議の最も期待するところですが、条約全文を採択するほうが一部を採択するより有益なのではないでしょうか？

15. ハーグ国際私法会議の業務は、私がこれまで説明したような立法行為だけに止まりません。締約国内で条約を実用化するために、バックアップサポートと呼ばれる技術支援も提供します。

16. 本会議は国際私法の様々な分野で活躍する専門家とのネットワークがあり、国際的な民事および商事の分野で世界的に有名な専門家とも繋がりががあります。

17. この会議は、専門家のチームから加盟国へ助言を与え、条約の実用化を目指します。会議は、これまでの経験に基づいて効果的に条約を適用するために何をすべきかについてのトレーニングを提供するため、関連する国や地域の裁判官、弁護士や政府関係者向けのワークショップや他のイベントを企画することもあります。ただし、資本が限られているので優先順位は加盟国からの技術支援の要請に与えられます。

18. また、会議の問題点を見つけ、改善するために特別委員会がハーグに設置されることもあります。過去には子の奪取条約や国際養子縁組条約など様々な条約に関する情報収集のため、このような委員会が召集されています。

19. 本会議は、その活動に関して常に情報を更新しています。例えば、主要な条約の運用に関するパンフレットが定期的に発行されており本会議が保管しています。また、多くの有益な情報は、本会議のウェブサイト（www.hcch.net）にて無料で公開されています。

III . HAPRO はどのような役割を果たすのでしょうか？

20. HAPRO は新しく 2012 年 12 月 13 日に設立されました。皆さんの中には、「なぜアジアに事務所があるのか？」という疑問を抱いている方がいるかもしれません。

21. アジアは活気に満ち、ダイナミックなエリアと言われますが、この地域は間違いなく、過去数十年にわたって力強い経済成長を遂げています。また、昨今の不況にも関わらず、回復力を見せています。

22. このような経済成長の結果として、近年、ハーグ国際私法会議の非加盟国を含めた多くのアジア諸国が、この会議の活動に参加しています。例えば、アジア太平洋地域で4回もの会議が開催されており、これらの会議は多くの国々の参加と関心を集め、アジア内の加盟国と非加盟国が協力し合うという成果を残しました。

23. このような点が、HAPRO 設立におけるハーグ国際私法会議の狙いでした。これまでハーグ国際私法会議は、強力な経済成長の可能性を示している（そしてあり続けている）ラテンアメリカにのみ支部を設立しています。

24. しかし HAPRO はアジア固有の課題にも直面しています。それは、民族の異なる多くの人々が言語・文化・歴史・宗教そして最も重要なことに同様の司法制度を共有するラテンアメリカとは異なる問題です。

25. この課題についてお話しする前に、「アジア」や「アジア太平洋」という言葉に関して、HAPRO の考える定義を説明する必要があると思います。「アジア」や「アジア太平洋」の正確な違いは何でしょうか？これらの言葉は地理的には普遍的な定義があるとしても、歴史・文化・宗教・言語・経済・司法制度の観点から見ると、この地域の管轄権は非常に異なっています。

26. 司法制度という観点について考えてみましょう。アジア地域には、大陸法・英米法や混合の法体系があります。管轄権の考えかたが伝統的に東洋の地域もあれば、西洋の地域もあります。この地域の多くの国々は様々な伝統と文化を折衷しているのです。

27. このような特徴にも関わらず、アジアやアジア太平洋地域では貿易と投資が増加しており、国際私法の協調と調和が不可欠で急務な課題となっています。このような地域の調和は、アジアやアジア太平洋地域だけでなく、その他多くの国々にも利益をもたらすと思います。

28. アジアにおけるアイデンティティの多様性（法律文化を含む）は、逆に言えば HAPRO 開設に意義を与える重要な点です。アジア諸国が継続的な経済成長を望む場合、各国はますます他国との貿易や投資における関係を緊密化させる必要があります。このような相互作用は、

（1）地域間の法、（2）地域と世界各国の法律との調和があつてこそ、効果があることでしよう。

29. そのためにもアジア諸国は、国内法の調整を行うのではなく、国境を越えて適用することのできるハーグ条約を用いて、民法と商法の調整を試みることができます。

30. このような調整をすることは、各国に相互利益をもたらします。

31. 他方で、ハーグ国際私法会議が真にグローバルな組織であるためには、新しい加盟国を探す必要があります。従って、同会議は可能な限り全ての国に開かれた組織でなければなりません。

32. 新しい加盟国は、同会議が様々な視点や考え方を反映させるためにも必要不可欠です。また、既存及び今後の条約が全ての人のニーズを満たすことも重要です。

33. 現在、アジア諸国でハーグ国際私法会議に加盟している国は10カ国以下と少ないので、アジア諸国が同会議に加盟できるよう働きかけることもHAPROの主要な任務のひとつです。この点に関するHAPROのメッセージは、「ハーグ国際私法会議はアジアの非加盟国を忘れていません」ということです。他方、同会議は業務を円滑に進めるためにも、新規加盟国を必要としており、全ての未加盟国に参加を呼びかけています。HAPROは、各国の懸念をハーグの事務局に直接伝えることも目的として設立されました。

34. アジア諸国のうち、ハーグ条約を採択することの利点を理解した国でも、個々の状況に合わせて調整するための援助が必要な場合があります。また、どの条約を採択すべきか検討している国もありますが、採択した条約を実用化するために技術的な支援が必要な場合もあるでしょう。HAPROは、援助が必要な国にそれを提供するために存在しているのです。

35. 要するに、HAPROは漠然とした概念のもと、抽象的なコンセプトのために存在しているのではなく、その使命は極めて明確です。HAPROはネットワークを駆使して、アジア諸国がハーグ国際私法会議の加盟国や常設事務局に、立法・行政上のニーズを伝えることができるよう努めています。HAPROは、民事・商事目的を超えて各国の良好な関係を築くためのフォーラムです。

III. 実際にHAPROは何をしていますか？

36. では、HAPROのこれまでの活動を説明することで、私が説明したことを具体的にお話してみたいと思います。

37. まず、HAPROはアジア太平洋地域で行われるプレゼンテーション、セミナーやワークショップに参加してハーグ条約を採択することの利点を紹介しています。

38. 例えば6月下旬に、現在のハーグ国際私法会議事務総長（Christophe Bernasconi 博士）と HAPRO はメダンで開催された APEC にて行われた「外国公文書の認証簡素化」に関するワークショップに参加し、アジアの人々にアポスティューユ条約についてご紹介しました。

39. 2013年9月23日と24日には、中国の武漢大学と管轄合意に関する条約に関する会議を行いました。会議では、同条約が他国での商事裁判にかかるコスト削減の可能性について議論しました。

40. それでは次に、YEO 教授がお話されるテーマでもある最後の点について触れさせていただきます。

41. まず、管轄合意に関する条約は、1958年ニューヨーク条約が仲裁のために行った役割を担う可能性を秘めています。明示的な管轄権条項から派生した紛争において、判決の履行を簡単なものにすることができれば、管轄合意に関する条約は商事訴訟と仲裁の競争力を同程度にすることができます。訴訟と仲裁に競争力を与えるということは、両者の費用を抑えるとともに、公共の利益にも資すると言えます。

42. 私は2013年8月20日にキャンベラのオーストラリア国立大学でこのテーマについて講演を行いました。また、2013年9月17日-18日に香港で開催された会議で、管轄合意に関する条約が2015年のASEAN経済共同体構想のために必要な司法制度の一部を提供することができる可能性について話しました。2013年10月29日にも、シンガポールで同様の講演を行う予定です。HAPRO がアジア太平洋地域での様々なフォーラムで条約の採択を促すことで、条約の実用化をすすめ、利益の享受を主張することができます。

43. 第2に、HAPRO はこの組織を「HAPRO の友」として知ってもらえるよう取り組んでいます。HAPRO の活動を支援することに興味のある人は少額の年会費を支払うことでメンバーになることができます。

44. HAPRO の友は、国際私法に関して議論するための講義や会食を主催したり、アジア太平洋地域で開催される国際私法関連行事の一覧や判例集をホームページに掲載します。判例は基本的な法律データベースに掲載されていますが、アジアの言語で書かれている場合が多いため、英語の情報と異なり、見つけるのが困難で見落とされていることがあります。このようなデータベースによってアジア太平洋地域の司法活動を周知させ理解してもらえましょう。

45. 第3に、HAPRO は各国の機関、法曹、商工会議所や教育機関との会合を重ねています。これは HAPRO がアジア太平洋地域に関連する国際私法の事案や問題（特にハーグ条約の採択に関し

て)を認識し、ハーグ事務局に各国の懸念事項を明確に伝えることを目的としています。

46. では次に教育機関との関係をお話しましょう。HAPRO は日本の九州大学、ケンブリッジのヒューズホール、インドのグジャラート州国立法律大学、フィリピンのデラサール大学との覚書を締結しています。また、他の法律機関（例えば、香港、中国、シンガポール、タイ、インドネシアやオーストラリア）との覚書が締結されることを期待しています。私は今回の訪問でも、日本の法科大学院との関係を強化するための努力を行っています。

47. では、HAPRO が周辺地域の法科大学院と覚書を締結する目的は何でしょうか？覚書によって、法学部の学生が一定期間内、香港の HAPRO で様々な経験をするすることができます。その期間中、学生は HAPRO の活動を支援し、ハーグ条約に関連する様々な会議、ワークショップやプレゼンテーションのサポートを経験することができます。具体的には、文書の翻訳や要約をしたり、ホームページのデータベースに蓄積するためのアジア地域の国際私法事件を翻訳し、主要なハーグ条約や会議資料等を日本語を含むアジアの言語に翻訳したりすることができます。機会があれば、HAPRO は特に大陸法の学生が英米法の実用も学べるよう、香港の裁判官、法廷や弁護士との短期インターンシップを計画できるかもしれません。

48. 第 4 に、HAPRO は裁判官の国際ハーグネットワーク（IHNJ）におけるアジアの裁判官の参加拡大に取り組んできました。IHNJ とは、養子縁組、児童誘拐や家族法の問題を取り扱う裁判官のネットワークです。

49. 2009 年の文献で、ハーグ国際私法会議常設事務局のフィリップロルティエ氏は IHNJ の機能について次のように述べました：

「IHNJ ネットワークを利用して裁判官が連絡を取り合う場合、一般的な裁判に関する事案か、特定の事案について情報交換するという 2 つの意味があります。前者では、純粋に内部（つまり国内の司法機関や中央当局との関係で）または他国の IHNJ メンバーと国境を越えた情報交換を意味します。このような情報交換は、非常に有益で、これまでの事案から得た手段や方法に関する経験を裁判官同士で交換することができます。このようなコミュニケーションを通じ、各国の裁判官は、1980 年ハーグ条約下の手続きを含む情報を交換することができます。それはまた、他の条約への理解を深めることにもつながりますし、裁判官は他の法域で同僚がどのような仕事をしているのか学ぶこともできます。そして最終的には、このような交流は異文化理解につながる可能性があります。

特定の事案について情報交換する場合、拉致や子供を不法に連れ帰った場合の返還をめぐる問題のいくつかを解決することにもつながり、とても有益といえます。また、離婚した夫婦が法廷で争わず、すぐに解決方法を見つけることができるかもしれません。特に、裁判所は紛争解決の妨げになっている問題を取り除き、裁判所で親権争いをするのを避け、子供が安全に引き渡される方法についてアドバイスをすることが可能です。このように、各国の司法機関が直接

連絡を取り合うことで、子供の返還拒否を減らすことができるかもしれません。また裁判所は、1980年ハーグ条約の第13条bに基づいて子ども返還の申請を拒否することができますが、この場合、関係する裁判官は書面及び電話での連絡を通じて事実確認をし、迅速な子どもの返還を促すことができます。いくつかのケースでは、子の返還を求める親は互いに何らかの取り決めをすることがありますが、司法機関のコミュニケーションによってその約束が履行され子どもが確実に返還されるようにすることができます。

50. これは領域内外すべての関係者に有益となる簡単な事例ですが、IHNJ ネットワークに参加する裁判官数の増加によってのみ、アジア太平洋地域は利益を得ることができます。IHNJ に裁判官を送ることは、当該国がハーグ条約の締約国であることを前提条件としていません。私は近い将来、IHNJ で日本やアジアの裁判官が活躍することを期待しています。

51. 以上は、HAPRO が行っている仕事の大まかな概要です。私は、HAPRO の代表として皆様の積極的な参加を楽しみにしています。HAPRO だけでは、この任務を行うことはできません。それは我々やアジア諸国だけでなく、全世界の方々の協力が必要なのです。ハーグ国際私法会議の目的を達成することができるのは相互の協力によってのみなのです。